

系統信用事業の現状と農林中央金庫の役割

日本の農林水産業を取り巻く環境、JAバンクシステム・JFマリンバンクの運営状況、当金庫の役割や系統組織の事業活動について紹介しています。

- p10 系統組織と系統信用事業
- p13 JAバンクシステムの運営
- p15 JFマリンバンクの運営
- p17 JForestグループの取組み
- p18 系統セーフティネット

系統組織と系統信用事業

全国を網羅する系統信用事業は、農林水産業の発展に寄与し、地域のみなさまの暮らしをバックアップします。

■ 系統組織と系統信用事業

私たちの協同組織は、貯金や貸出などの業務を行う「信用事業」のほか、農林水産業者に対する事業や生活面などの指導を行う「指導事業」、農林水産物の販売や生産資材の購買などを行う「経済事業」、共済などを取り扱う「共済事業」など、さまざまな事業を行っています。

このような幅広い事業を行う市町村段階のJA(農協)・JF(漁協)・JForest(森組)から、それぞれの事業ごとに組織された都道府県・全国段階の連合会などにいたる協同組織を「系統組織」と呼んでいます。

また、市町村段階のJA(農協)・JF(漁協)、都道府県段階のJA信農連(信用農業協同組合連合会)・JF信漁連(信用漁業協同組合連合会)および全国段階の当金庫にいたる「信用事業」の仕組みや機能を「系統信用事業」と呼んでいます。

■ 協同組合の事業活動

● JA(農協)

JA(農協)は、相互扶助の精神のもと、さまざまな事業や活動を総合的に行う組織であり、「農業協同組合法」を根拠に設立されています。主な事業には、組合員の農業経営の改善や生活向上のための指導事業、農産物の集荷・販売や生産資材・生活資材の供給などを行う経済事業、万一の時の備えとなる生命共済や自動車共済などを扱う共済事業、貯金・ローン・為替などの金融サービスを提供する信用事業などがあります。

全国611のJA(農協)(2019年4月1日現在)が、各地でさまざまな事業や活動を通じて、農業や地域の発展に貢献しています。

● JF(漁協)

JF(漁協)は、漁業者の漁業経営や生活を守っていく協同組合であり、「水産業協同組合法」を根拠に設立されています。主な事業には、水産資源の管理に関する事業、組合員の経営改善や生産技術向上のための指導事業、組合員の漁獲物・生産物の保管・加工・販売や組合員の事業・生活に必要な物資の供給を行う経済事業、貯金の受入や資金の貸出を行う信用事業、組合員向けに生命共済・損害共済を提供する共済事業などがあります。全国940のJF(漁協)(2019年4月1日現在)が、各地でさまざまな事業や活動を通じて漁業や漁村の発展に貢献しています。

● JForest(森組)

JForest(森組)は、「森林組合法」を根拠に設立されている森林所有者の協同組合です。小規模所有者の森林

が多くを占める、わが国森林所有構造のなかで、小規模所有者を取りまとめる重要な機能を果たしています。

主な事業としては、組合員所有林などの植林・下草刈り・間伐などを行う森林整備事業、伐採した木材など林産物の販売を行う販売事業などがあります。

全国617のJForest(森組)(2019年4月1日現在)が地域の森林整備の中核的な担い手として、森林の持つ多面的機能(木材等林産物の供給、国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全、保健休養の場の提供など)の発揮に貢献しています。

■ 系統信用事業における農林中央金庫の位置付け

当金庫は、大正12年に「産業組合中央金庫」として設立され、昭和18年に名称が現在の「農林中央金庫」に改められました。現在は、「農林中央金庫法」を根拠法とする民間金融機関です。

JA(農協)・JF(漁協)・JForest(森組)は、「一人は万人のために、万人は一人のために」を合言葉に、農林水産業者が協同の力で経済的・社会的地位の向上を図ることを目的につくられました。

当金庫は、それらの市町村段階の協同組合と都道府県段階の連合会等を会員(出資団体)とする協同組織の全国金融機関です。また、農林中央金庫法第一条の規定により、会員のみなさまのために金融の円滑を図ることにより農林水産業の発展に寄与し、国民経済の発展に資するという重要な社会的役割を担っています。

会員のみなさまからの預金(その大部分は、JA(農協)・JF(漁協)が組合員等からお預かりした貯金を原資とした預け金)や農林債の発行による調達に加え、市場から調達した資金を、農林水産業者、農林水産業に関連する一般企業および地方公共団体等への貸出のほか、有価証券投資を行う等、資金を効率的に運用することにより、会員のみなさまへ安定的に収益を還元するとともに、さまざまな金融サービスを提供しており、これらが協同組織の全国機関としての重要な役割となっています。

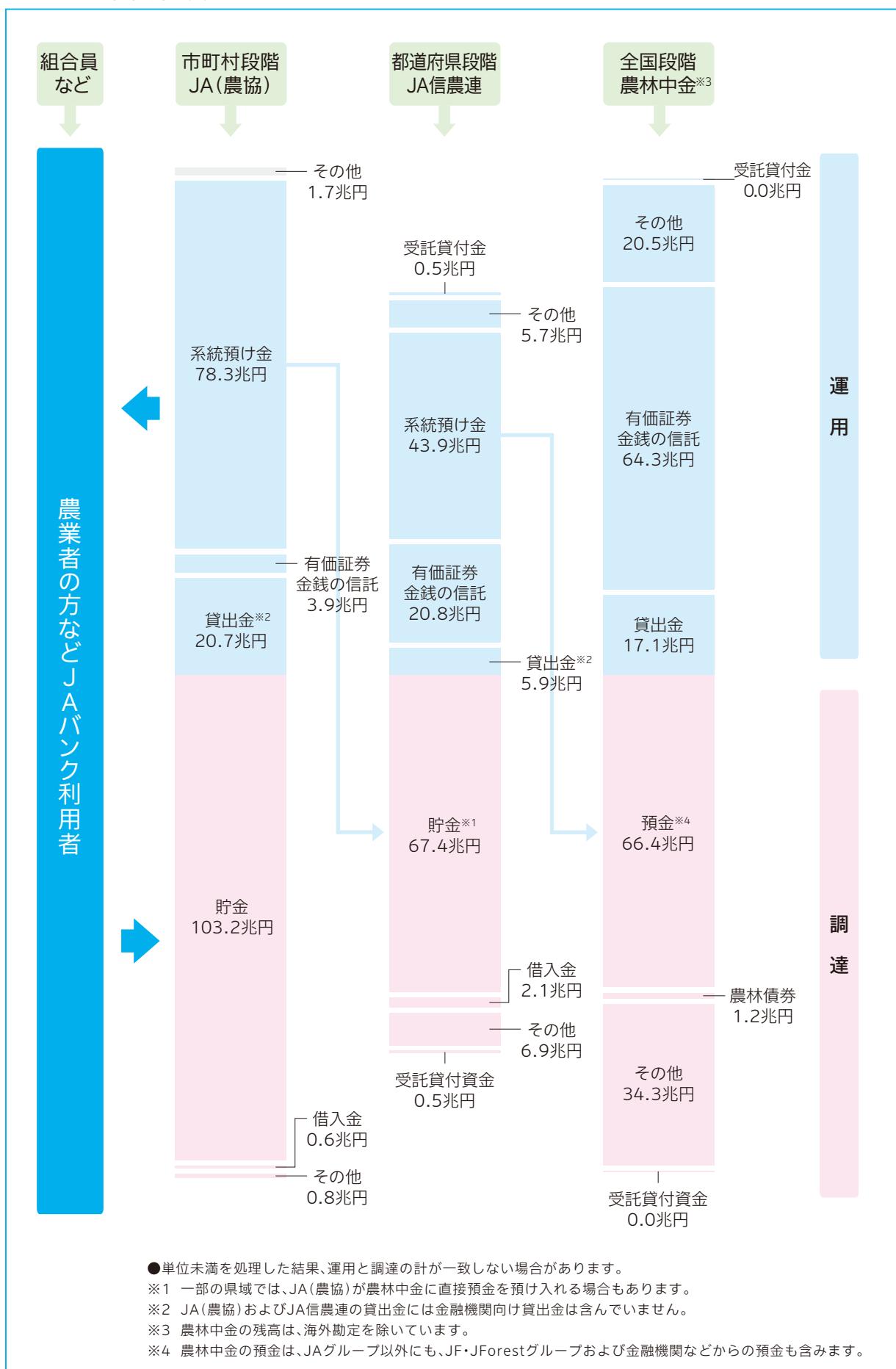
農林中央金庫法第一条

農林中央金庫は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資することを目的とする。

主な系統組織の仕組み



JAグループ組織内の資金の流れ (2019年3月31日現在)



● 単位未満を処理した結果、運用と調達の計が一致しない場合があります。

※1 一部の県域では、JA(農協)が農林中央金に直接預金を預け入れる場合もあります。

※1 一部の県域では、JA(農協)が農林中金に直接預金を預り入れる場合もあります。

※2 JA(農協)およびJA信農連の貢出金には金融機関手数料が含まれます。

※3 農林中金の残高は、海外勘定を除いています。

JAバンクシステムの運営

JAバンク会員であるJA(農協)、JA信農連、当金庫は、一体的に事業運営を行っています。これを「JAバンクシステム」と呼び、みなさまに一層信頼され、利用される金融機関を目指しています。

■ JAバンクとは

● JAバンクはグループの名称

「JAバンク」とは、全国に民間最大級の店舗網を展開している、JA(農協)・JA信農連・当金庫(JAバンク会員)により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称です。

JAバンク会員数は、2019年4月1日現在、JA(農協)

613、JA信農連32、当金庫の合計646となっています。

JAバンク

JA(農協)、JA信農連、農林中央金庫(JAバンク会員)で構成されるグループの名称



※JAバンク会員数：646(2019年4月1日現在)

JAバンク

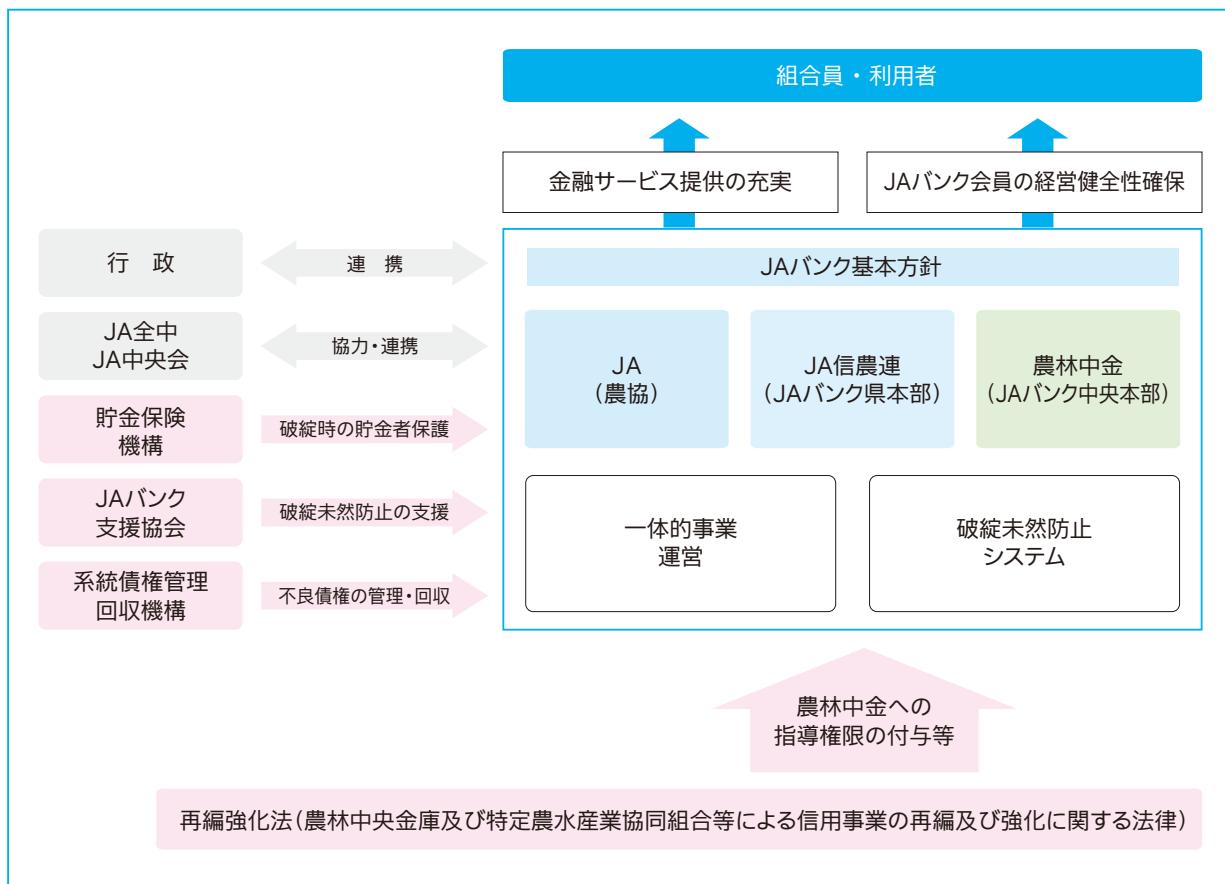
■ JAバンクシステム

● JAバンク会員が一体的に取り組む仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に基づき、JAバンク会員総意のもと「JAバンク基本方針」を策定しています。この「JAバンク基本方針」に基づき、JA(農協)・JA信農連・当金庫が一体的に事業運営に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、スケールメリットとくめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」と、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」の2つの柱で成り立っています。

JAバンクシステム運営の仕組み



JABANKシステムの運営

● JAバンクの総合的戦略

JAバンクでは、一体的な事業運営を行うための総合的戦略として、3カ年ごとに「JAバンク中期戦略」を策定しています。2019~2021年度の「JAバンク中期戦略」では、総合事業としての強みを発揮しながら、組合員・利用者目線による事業対応の徹底を最優先して取り組むとともに、持続可能な収益構造を構築することで、『農業者・地域から評価され、選ばれ、一層必要とされるJAバンク』であり続けることを目指す姿に掲げています。

「を目指す姿」を実現するために、①農業者の経営課題に対する幅広いソリューションの提供を通じて、農業者の満足度向上と農業所得増大・地域活性化を実現する「農業・地域の成長支援」、②農業・地域の資金ニーズへの適切な対応を通じて、金融仲介機能の一層の発揮を目指す「貸出の強化」、③組合員・利用者の希望する人生設計に合わせた資産形成・資産運用等を提案し、組合員・利用者との関係深化を目指す「ライフプランサポートの実践」、④店舗・ATMの再編や店舗機能の見直し等を契機として、組合員・利用者の利便性・満足度向上とローコストな事業運営の実現を目指す「組合員・利用者接点の再構築」、の4つを大きな柱に置き、JA・JA信農連・当金庫が一体となって取り組むこととしています。

● システムインフラの整備・拡充の取組み

当金庫が運営を担っているJASTEMシステムは、JAバンクの全国統一の電算システムとして、組合員・利用者の利便性向上とJA事業運営の効率化等を支えています。また、JAバンクの基幹インフラとして安定運行を維持するため、JASTEMシステムについてはシステムライフ到来に伴う機器等の更改を実施し、2018年10月には新たなJASTEMシステムへ移行しています。

また、全国のATMの機能向上、インターネットバンキングの利便性・セキュリティ向上を継続的に進め、組合員・利用者のみなさまに、安心かつ便利にサービスをご利用いただけるよう努めています。

● JAバンクの健全性・安定性確保に向けた取組み

JAバンクでは、「JAバンク基本方針」に基づき、全JAバンク会員から経営管理資料の提出を受け、一定の基準に該当したJA(農協)などの経営内容を点検することによって、問題を早期に発見し、行政の早期是正措置よりも早い段階で経営改善に向けた指導を行っています。

また、再編強化法に基づく指定支援法人であるJAバンク支援協会には、全国のJAバンク会員などの拠出により「JAバンク支援基金」が設置され、JAバンク会員は、同協会から資本注入など必要な支援を受けることができます。

こうした取組みを通じ、組合員・利用者から一層信頼され、利用される信用事業の確立に努めています。

■ 系統団体および組合金融の動き

● JA(農協)の資金動向

2018年度のJA貯金については、顧客ニーズに応じた金融サービスの提供等により、個人貯金を中心に残高が増加したことから、年度末残高は103兆2,245億円、年度間で1.9%の増加となりました。

JA貸出金については、住宅ローン残高の伸長等により、年度末残高は20兆7,386億円、年度間で1.4%の増加となりました。また、JA有価証券の年度末残高は3兆9,370億円、年度間で0.4%の増加となりました。

■ JAバンクの組織整備

JAバンクは、農業・組合員・JA(農協)をめぐる環境の変化を受け、組織・事業の合理化・効率化を推進してきました。

当金庫においても、これまで12県のJA信農連(青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、千葉、富山、岡山、長崎、熊本)との最終統合が実現し、JA(農協)・JA信農連・当金庫の3段階組織からJA(農協)・当金庫の2段階組織へ移行しています。

一方、JA(農協)がJA信農連・経済連の権利義務を包括承継した「1県1JA」が、これまで3県(奈良、島根、沖縄)において実現しています。

当金庫は、今後も組合員・利用者の期待と信頼にこたえ得るJAバンクの構築を目指し、JA(農協)の機能・体制整備支援や自らの経営の合理化・効率化などに着実に取り組んでいきます。

JFマリンバンクの運営

「浜の暮らし」を金融面からサポートし、適切な漁業金融機能を提供しています。

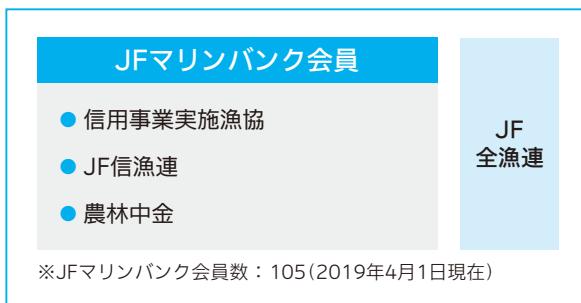
■ JFマリンバンクとは

● JFマリンバンクはグループの名称

「JFマリンバンク」は、JFマリンバンク会員(貯金・貸出などの信用事業を営むJF(漁協)・JF信漁連・当金庫)およびJF全漁連が運営する全国ネットの金融グループの名称です。

JFマリンバンク会員数は、2019年4月1日現在、信用事業実施漁協76、JF信漁連28(広域信漁連を含む)、当金庫の合計105となっています。

JFマリンバンク



JFマリンバンク

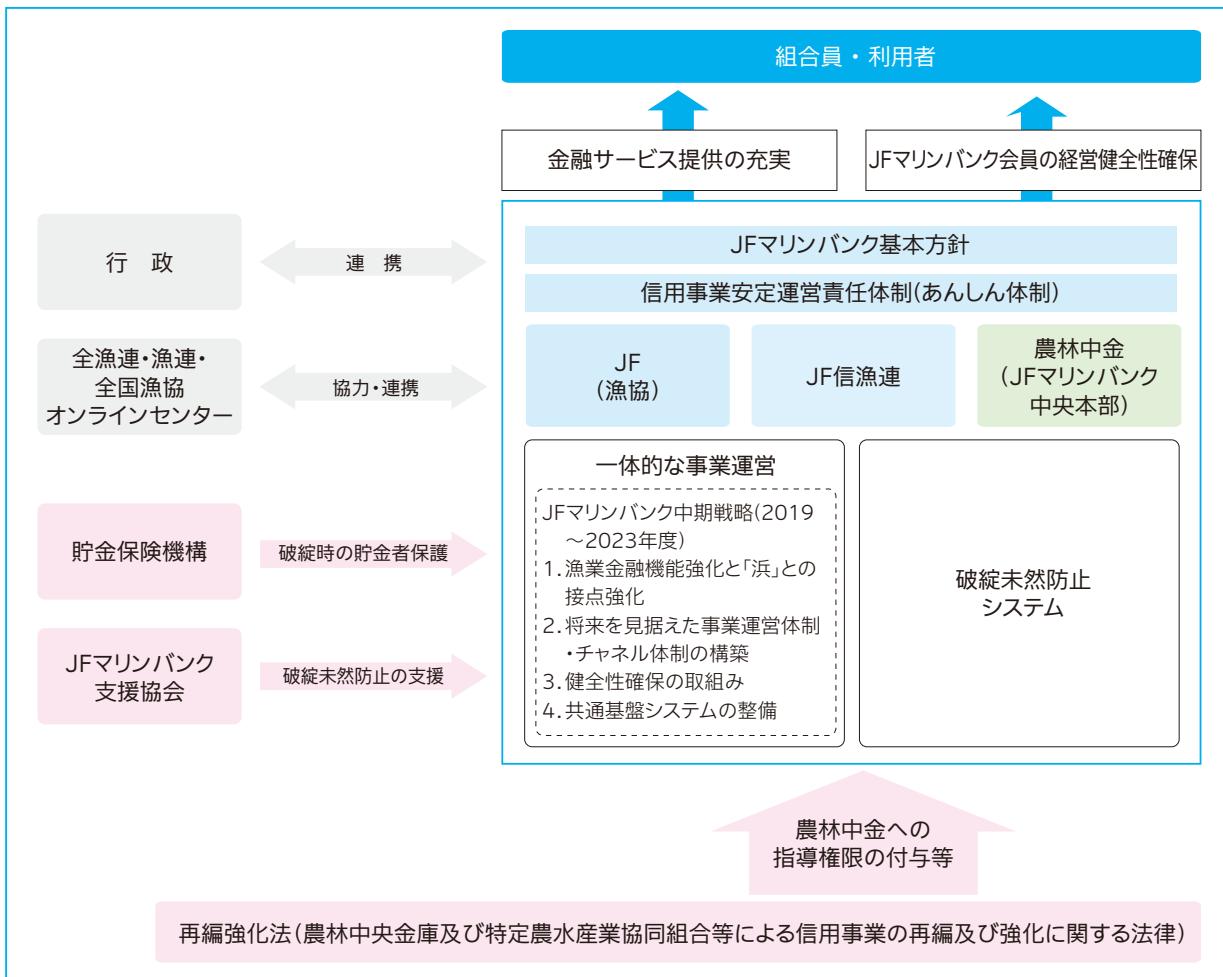
■ JFマリンバンクシステム

● JFマリンバンク会員が一体的に取り組む仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に基づき、JFマリンバンク会員総意のもと「JFマリンバンク基本方針」を策定しています。この「JFマリンバンク基本方針」に基づき、JF(漁協)・JF信漁連・当金庫が一体的に事業運営に取り組む仕組みを「JFマリンバンクシステム」といいます。

「JFマリンバンクシステム」は、基本とする共通システム・事務に基づき、金融サービスの提供を行う「一体的な事業運営」と、JFマリンバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」の2つの柱で成り立っています。

JFマリンバンクシステム運営の仕組み



JFマリンバンクの運営

● JFマリンバンクの総合的戦略

JFマリンバンクでは、一体的な事業運営を行うための総合的戦略として、このほど「JFマリンバンク中期戦略(2019~2023年度)」を策定しました。この中期戦略では、漁業専門金融機関として水揚げ等の決済機能を提供しつつ漁業金融機能を強化し、将来にわたり持続可能な運営を確立することを目標に掲げ、①漁業金融機能強化と「浜」との接点強化、②将来を見据えた事業運営体制・チャネル体制の構築、③健全性確保の取組み、④共通基盤システムの整備について、JF(漁協)・JF信漁連・当金庫が一体となって取り組むこととしています。

● 破綻未然防止の仕組み

JFマリンバンクでは、業務運営の適切性と健全性をより一層高める見地から、当金庫やJF信漁連の指導によって、すべてのJFマリンバンク会員から経営管理資料の提出を受け、その内容を点検し、経営に問題のあるJF(漁協)などを早期発見・早期改善することで破綻を未然に防止し、貯金者に安心してご利用いただける仕組みを構築しています。

また、JF(漁協)・JF信漁連・当金庫の拠出により「JFマリンバンク支援基金」を設置し、組織や事業の改革に関する系統の自発的な取組みを後押しする仕組みも措置されています。

なお、JF(漁協)・JF信漁連・当金庫は、公的制度である貯金保険制度の対象となっています。

● 「あんしん体制(信用事業安定運営責任体制)」の構築

JFマリンバンクは、地域に密着した漁業金融機能を提供し、「浜の暮らし」に不可欠な金融機関となっています。そして、わが国金融システムの一員に相応しい経営体制を整備するために、県域内のJF(漁協)・JF信漁連が一体となって信用事業を行う「一県一信用事業責任体制」の構築を進め、2009年度までにすべての県域で「一県一信用事業責任体制」の構築を完了しています。

また、この基盤をさらに確固たるものとし、健全で効率的な事業運営を目指して、JFマリンバンクの経営力強化および広域信漁連等新たな運営体制構築の検討を進めています。

組合員・利用者の方々のみならず地域・社会から信頼されるJFマリンバンクとして、「あんしん体制(信用事業安定運営責任体制)」を一層強化するための取組みを進め、地域特性に応じた漁業金融ニーズにこたえていきます。

● JF系統の資金動向

2018年度のJF系統貯金の年度末残高は2兆6,700億円と年度間で0.3%の増加となりました。

一方で、JF系統貸出金残高については、厳しい漁業経営環境を背景とした新規事業資金需要の減退などから、年度末残高は5,077億円と年度間で3.8%の減少となりました。

■ JF系統信用事業の組織再編

JF系統信用事業は、健全で効率的な経営体制の構築を目的として組織再編に取り組んでいます。2019年4月1日現在の信用事業運営体制は、JF(漁協)からJF信漁連へ信用事業譲渡された統合信漁連(25県域)、JF信漁連を中心とした複数自立JF(漁協)(2県域)、広域信漁連(2017年4月1日に兵庫県信漁連と和歌山県信漁連が統合して設立)、一県一漁協(5県域)となっています。

また、信用事業実施漁協数(一県一漁協を含む)は、1999年度末の875から2019年4月1日現在には76となり、組合の信用事業再編が進展しています。

一方、信用事業非実施の組合を含めたJF(漁協)全体の数についても年間で13減少し、2019年4月1日現在で940となっており、合併が進んでいます。

今後も引き続きJFマリンバンクの事業運営の枠組みである「あんしん体制(信用事業安定運営責任体制)」のなかで、組織強化と組織再編に注力していく方針であり、将来にわたって、協同組織の漁業専門金融機関としての役割を十全に発揮していくため、広域信漁連等新たな運営体制構築に向けた協議を進めています。

当金庫は、JF系統におけるこのような取組みを支援していきます。

J Forest グループの取組み

■ 系統団体の動き



「J Forest グループ」は、2016～2020年度を運動期間とする新たな系統運動方針「J Forest 森林・林業・山村未来創造運動～次代へ森を活かして地域を創る～」において、「施業の集約化と先進技術の活用等による効率的な事業基盤の整備」「系統のスケールメリットを活かした国産材安定供給体制の構築」「組合員・社会に信頼される開かれた組織づくり」の3つの実践課題に取り組み、わが国の森林・林業の再生に中心的な役割を果たしていくこととしています。

■ 当金庫の取組み

当金庫としても、J Forest グループのさまざまな取組みに対し、金融面のサポートに加え、金融面以外のサポートも行い、J Forest グループがわが国の森林・林業分野で、中心的な役割を発揮できるよう努めています。

● 森林再生基金(FRONT80)・農中森力基金

荒廃の危機にある民有林の再生を通じて、森林の多面的機能の持続的発揮を目指す活動に対する助成を行うため、2005年に「公益信託農林中金80周年森林再生基金」(FRONT80)を設定しました(2013年度最終募集)。2005～2013年までの9年間で全国から319件の応募をいただき、このなかから52の事業を選定して942百万円の助成を行いました。

2014年度からは、行政の施策などJ Forest グループを取り巻く環境の変化も踏まえ、施業集約化等の取組みを促進し、森林組合の態勢強化を後押しするため、FRONT80の後継基金として「農中森力基金」の募集を開始しました。2014～2018年度の5年間において188件の応募をいただき、このなかから38件の事業を選定して、812百万円の助成を決定しました。

● 施業高度化の取組みにかかるサポート

当金庫は、施業高度化の実践に向けた担い手確保、労働安全性向上の支援を目的とし、2015年度より「林業労働安全性向上対策事業」に取り組んでいます。本事業は、労働安全性向上対策に取り組む森林組合・森林組合連合会が購入する安全装備品への助成を行うもので、2015～2018年度の4年間で、全国の森林組合・森林組合連合会に対し、合計1,691件・336百万円の助成を実施しました。本事業により「切れ」、「こすれ」を要因とした労働災害の抑制に一定程度貢献しています。

● 国産材利用拡大にかかるサポート

J Forest グループは、国産材の利用拡大に取り組んでおり、当金庫も、J Forest グループの取組みに対する支援を行っています。2013年4月に、木材の流通・販売体制の構築について積極的に取り組んでいる森林組合・森林組合連合会に対する資金メニューを創設し、2018年度は40件・77億円の融資枠を設定しました。

また、国産材利用拡大や森林保全に資する地域の取組みへのサポートとして、地元木材を利用した木製品寄贈、植樹イベント協賛、木育活動について費用助成を行っており、2018年度は43県域で49件の活動に対し42百万円を助成したほか、東日本大震災の被災地における木製品等寄贈について、19件・39百万円の助成を実施しました。

2016年10月に東京大学に木材利用システム学寄付研究部門を設置し、合わせて森林・林業・木材産業の発展を願う川上・川中・川下の関連企業・団体が参画したウッドソリューション・ネットワークを立ち上げました。当ネットワークは、同寄付研究部門との連携のもと、産官学が参画するプラットフォームとして、木材利用拡大に向けた各種課題解決に取り組んでいます。

● 経営管理態勢の強化にかかるサポート

全国森林組合連合会と連携のうえ、森林組合の経営管理態勢強化の支援のため、森林組合監査士養成講習会および監査士研修会の運営費用等に対する助成を行いました。また、県域で開催されたコンプライアンスにかかる研修会への出講等も継続して実施しています。



フォワーダーによる丸太の積み込み



安全点呼の様子(助成を受けた装備品を着用)

系統セーフティネット

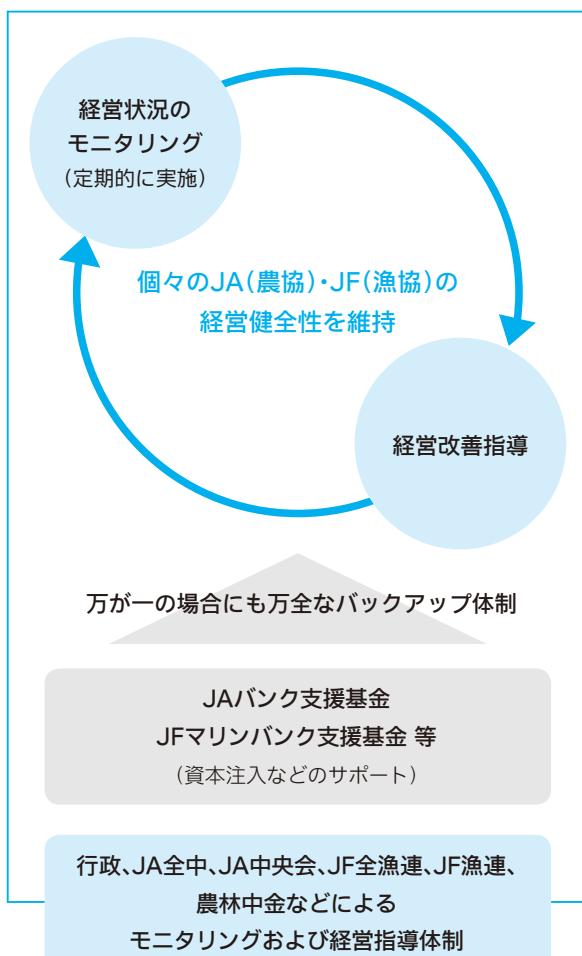
JAバンク・JFマリンバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により、セーフティネットを構築しており、組合員・利用者のみなさまに一層の安心をお届けしています。

■ 破綻未然防止システム

JAバンク・JFマリンバンクでは、JA(農協)・JF(漁協)などの経営破綻を未然に防止するため、独自の制度として破綻未然防止システムをそれぞれ構築しています。

具体的には、①個々のJA(農協)・JF(漁協)などの経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻にいたらぬよう、早め早めに経営改善などを実施、③全国で拠出した基金(JAバンクでは「JAバンク支援基金※」、JFマリンバンクでは「JFマリンバンク支援基金※」)などを活用し、個々のJA(農協)・JF(漁協)の経営健全性維持のため必要な資本注入などの支援を行います。

※2018年度末における残高は、JAバンク支援基金1,706億円、JFマリンバンク支援基金226億円となっています。



■ 貯金保険制度

(農水産業協同組合貯金保険制度)

貯金保険制度とは、農水産業協同組合(JA(農協)・JF(漁協)など)が貯金などの払出しができなくなった場合などに、貯金者などを保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

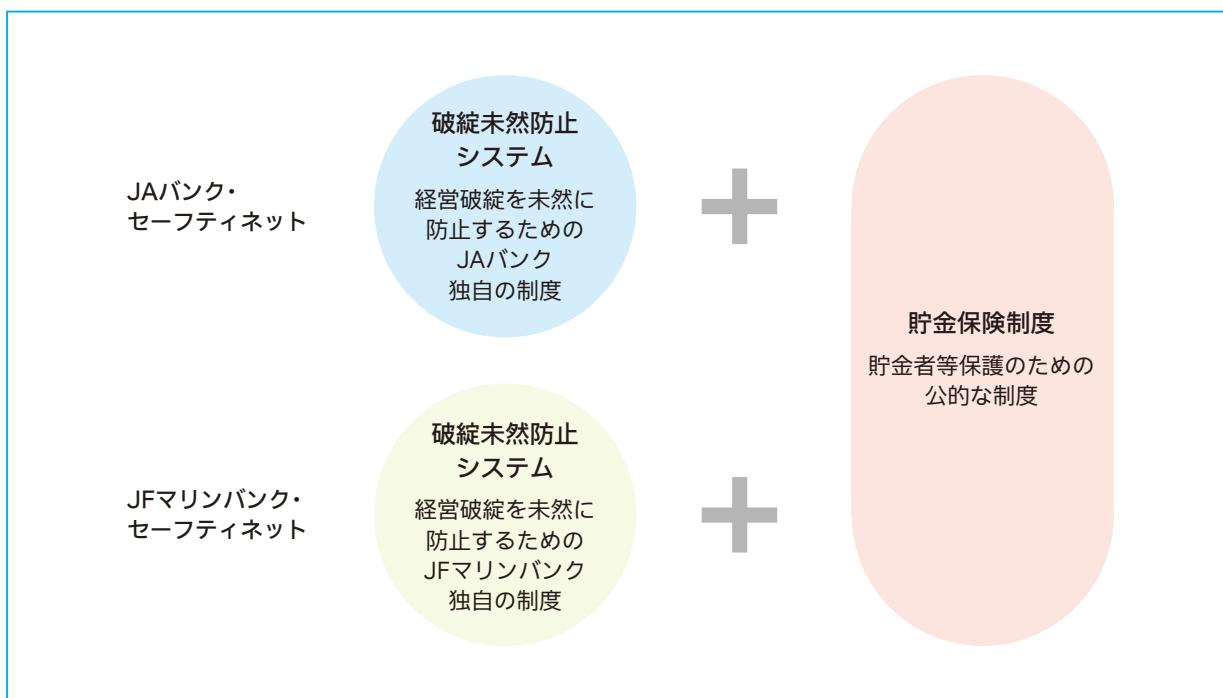
貯金保険制度は、「農水産業協同組合貯金保険法」により定められた制度で、政府、日銀、当金庫、JA信連、JF信漁連などの出資により設立された貯金保険機関(農水産業協同組合貯金保険機構)が運営主体となっています。

貯金保険制度の対象となる農水産業協同組合に貯金などを預け入れると、貯金者、農水産業協同組合および貯金保険機関の間で自動的に保険関係が成立します。

2005年4月1日のペイオフ全面解禁により、保険の対象となる貯金などのうち、決済用貯金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できること)に該当するものは全額、それ以外の貯金などについては1農水産業協同組合ごとに貯金者1名あたり元本1,000万円とその利息などの合計額が保護されます。

なお、2018年度末における貯金保険機関責任準備金残高は4,312億円となっています。

系統セーフティネット



貯金保険制度の対象となる金融機関、貯金等と保護の範囲

対象となる農水産業協同組合

農業協同組合(信用事業を行う組合に限ります)、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合(信用事業を行う組合に限ります)、信用漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合(信用事業を行う組合に限ります)、水産加工業協同組合連合会(信用事業を行う連合会に限ります)、農林中央金庫

対象となる貯金等

貯金、定期積金、農林債(保護預かり専用商品に限ります)およびこれらの貯金等を用いた積立・財形貯蓄商品、確定拠出年金の積立金の運用にかかる貯金等

貯金等の保護の範囲

貯金等の分類		保護の範囲
貯金保険の対象貯金等	決済用貯金	利息がつかない等の3要件を満たす貯金(注1) 全額保護(恒久処置)
	一般貯金等	決済用貯金以外の貯金(注2) 元本の合計1,000万円までとその利息(注3)等を保護 【1,000万円を超える部分は、農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)】
対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債(保護預かり専用商品以外の商品)等 保護対象外 【破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)】	

注1 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすもの。

注2 納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品も該当します。

注3 定期積金の給付補填金も利息と同様保護されます。